

## 「未来世代の権利」について考える意見交換会

7月8日(土)の午後、聖心女子大学グローバルプラザで開催された第1回目の意見交換会には、オンライン参加も含めて約20名が参加(会員外も含む)。冒頭に藤村代表からこれまでの環境倫理への取組や今回の趣旨を説明、荒田理事から本プロジェクトの提案理由、明日香壽川東北大学教授から、先行例である「ウェールズ未来世代法」はじめ国内外の動向について話題提供がありました。引き続き、プロジェクトの方向性や未来世代の範囲、当会として議論する範囲などについて、以下のような意見が交わされました。

### ＜方向性：プロジェクトを立ち上げた際の基本的発想＞

- ・現世代の決定に対して、「未来世代の権利」の名において拒否権を発動できるようにするのが良い、と考えたのが元々のアイデア。
- ・自然を守ることも、未来世代を守ることも、一般化して言えば、声なき者の利益を誰が代弁するかという問題。
- ・共に未来を考えるには「運命共同体意識」が重要と考えられるが、それが持てるのは市町村レベルまでなのではないだろうか。(ウェールズの人口は320万人)

### ＜未来世代の範囲＞

- ・ウェールズ政府は20–30年後を考えた政策提案(子供は現世代であり対象外)
- ・18歳(法的権利なし)くらいまでのイメージ。今後10–20年に人類は破滅する可能性もあり、明日の心配をしなければならない現世代の若い層も対象にすべきでは。未来世代について考えることで現世代にも責任を負わせる。
- ・現世代を入れると義務が生じる。生まれていない世代なら権利のみでシンプルでは。
- ・未来のことは今のことという認識が大事。30年後に安心して生まれてこられるように、義務や責任を負うのは今の世代だと明確にすべき。
- ・私たちは次世代の環境を食い潰しながら生きており、将来世代に不可逆的影響を与える可能性を考えると、100年以上先の世代も考えるべきでは。
- ・100年先の想像はしにくいので、せめて30年先程度であれば議論できるのでは。
- ・計画を立てる場合に未来世代を配慮するであれば30年程度が妥当だろうが、拒否権発動型の法律を考えるのであれば100年先もあり。
- ・現世代の利益を視野に入れていなければ政治的には難しいだろう。
- ・現実に縛られて自由な発想ができなくなることを懸念。20–25年先といえば利害関係にある世代だが、利害関係を越えて考えるためにはどのような条件が必要か。

### ＜当会として議論すべき範囲＞

- ・地域的にも、日本なのか世界なのか、どこを焦点とするかも考えるべき。
- ・「未来世代の権利」は侵害できないことを制度化しておく必要があるのではないか。
- ・若者世代に期待するが、課題を未来世代に安易に押しつけてしまう懸念もある。
- ・未来世代法が、現世代で分断されている人々をつなぐことができるのではないかとの期待あり。様々な切り口で、未来世代を考えるために役立つだろう。
- ・どのくらいの範囲で考えるか、環文はどのあたりを扱うか、環文としてどういう成果を出すことが望ましいか、引き続き考えていきたい。